

西宮市立公民館複写機等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立公民館（以下「公民館」という。）において、公民館活動及び地域活動を促進するために認める複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の使用について必要な事項を定める。ただし、セルフ式コピー機の取扱いについては別に定めるものとする。

(利用の申込)

第2条 複写機等の使用を希望する者は、複写機等使用申込書に必要事項を記入の上、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、次の場合の利用に対して行うものとする。

- (1) 公民館において活動する団体又はグループが、その活動に必要な資料を複写又は印刷する場合
- (2) 地域において活動する社会教育団体又は地域団体が、その活動に必要な資料を複写又は印刷する場合

(取扱時間)

第3条 複写機等の利用サービスの取扱時間は、職員の勤務時間中とする。

(複写料)

第4条 第2条の規定により、複写機等の使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、複写機等の種類に応じて、次に定める複写料を納入しなければならない。

複写機等の種類	サイズ	単価
複写機	すべて	1枚につき10円（両面は倍額）
印刷機	すべて	1回（原稿1枚）につき100円 ただし、印刷枚数が500枚を超える場合は、その超える500枚までごとに100円を加算する。

(使用条件)

第5条 複写機等の使用に当たっては、次の条件を付する。

- (1) 前条の複写料は、原則として使用の都度納入するものとする。
- (2) 複写機を使用する場合は備え付けの用紙を使用し、印刷機を使用する場合は、利用者が持ち込む用紙を使用するものとする。
- (3) 複写機は、職員が操作し、印刷機は、利用者が操作するものとする。

(複写の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、資料の複写を許可しない。

- (1) 法令により、保護された著作権者の権利を侵害するもの
- (2) 複写の対象物が、活動目的以外のものであるとき
- (3) その他館長が、複写を不相当と認めるもの

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 「西宮市立公民館複写機取扱いについて」は廃止する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 (第4条複写料改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。